七　売買した土地に関する事項
イ　事業用資産又は棚卸資産の別
ロ　売買の時点における土地の状況
ハ　売買の目的
ニ・ホ　（略）
ヘ　区画数の合計
（削る）
2　前項の調査票の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　前項第一号から第四号までに係るもの　別記様式第一
二　前項第五号に係るもの　別記様式第二
三　前項第六号及び第七号に係るもの　別記様式第三
（調査の方法及び期間）
第七条　法人土地・建物基本調査は、国土交通大臣が調査票又は調査の対象法人（以下「調査法人」という。）が電子情報処理組織（国土交通大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。）と調査法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて報告するための識別符号（国土交通大臣が調査対象法人を識別するために付した符号をいう。）を調査法人ごとに送付し、回収することにより行う。
2　（略）
（報告の義務及び方法）
第八条　法人土地・建物基本調査に当たっては、第六条第一項各号に掲げる事項について、調査法人の代表者が報告しなければならない。
2　（略）
3　前二項の報告は、調査票に必要事項を記入し、当該調査票を国土交通大臣に提出することにより行うものとする。ただし、第六条第一項各号に掲げる事項を明確に判別できるように記録する場合には、調査票に代えて、電磁的記録媒体又は電子計算機を用いて出力した書面により提出することができる。
（削る）
（調査票等の審査等）
第九条　国土交通大臣は、前条第三項の規定により提出された調査票等を整理審査しなければならない。
（削る）
第十条・第十一条　（略）

七　購入及び売却をした土地に関する事項
イ　所在地
（新設）
（新設）
ロ・ハ　（略）
ニ　区画数
ホ　棚卸資産であるか否かの別
2　前項の調査票の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　前項第一号から第四号までに係るもの　別記様式第一及び別記様式第二
二　前項第五号に係るもの　別記様式第三及び別記様式第四
三　前項第六号及び第七号に係るもの　別記様式第五及び別記様式第六
（調査の方法及び期間）
第八条　法人土地・建物基本調査は、国土交通大臣が調査票を調査の対象法人（以下「調査法人」という。）ごとに送付し、国土交通省調査法人については国土交通大臣が、都道府県調査法人については都道府県知事が回収することにより行う。
2　（略）
（報告の義務及び方法）
第九条　法人土地・建物基本調査に当たっては、第七条第一項各号に掲げる事項について、調査法人の代表者が報告しなければならない。
2　（略）
3　前二項の報告は、調査票に必要事項を記入し、当該調査票を国土交通省調査法人については国土交通大臣に、都道府県調査法人については都道府県知事に提出することにより行うものとする。ただし、第七条第一項各号に掲げる事項を明確に判別できるように記録する場合には、調査票に代えて、磁気テープ、フレキシブルディスクその他の電磁的記録媒体又は電子計算機を用いて出力した書面により提出することができる。
（電子情報処理組織を使用する方法により行う報告の特例）
第十条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により、前条第一項又は第二項の規定による報告を同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、当該電子情報処理組織を使用して行う報告は、前条第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣に対して行うものとする。
（調査票等の審査等）
第十一条　国土交通大臣及び都道府県知事は、第九条第三項の規定により提出された調査票等を整理審査しなければならない。
2　都道府県知事は、前項の規定により整理審査した調査票等を国土交通大臣が告示で定める期限までに国土交通大臣に提出しなければならない。
第十二条・第十三条　（略）